

幼稚園・保育園・認定こども園における「育ち」^(※3)とは、園に入園してから修了までに育まれる生きる力の基礎となる心情、意欲、態度のことです。

思いやりややさしさなどの豊かな心や、自分から取り組もうとする意欲、最後までやり遂げる態度などを指しています。

子どもの育ちを小学校につなぐためには、豊かな学びの機会を保障することが必要です。



幼児期の子どもにとっての「学び」は、いわゆる机に向かって学習することではありません。遊びを中心とした主体的な生活を送っている結果として学んでいることであり(P 6参照)、体験をととして学習していることです。これらは小学校以降の生活や学習の基盤となっていきます。

幼児教育では、自発的な遊びや生活から豊かな学びが保障されるよう、子どもの生活の基盤となる家庭と園が連携しながら、「育ちと学び」を確実に小学校へとつなぐことが重要なのです。

※3 園における「育ち」とは、幼稚園においては学校教育法第23条に目標として掲げられており、保育園においては保育所保育指針の総則に、認定こども園では「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋)」に掲げられています。

学校教育法 第23条

- 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体的諸機能の調和的発達を図ること。
 - 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
 - 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
 - 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
 - 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

保育所保育指針 第1章 総則 (抜粋)

1 保育所保育に関する基本原則

(2) 保育の目標

ア 前文省略

- (ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- (イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- (ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- (エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
- (オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
- (カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋)

第3章 (幼保連携型認定こども園) 第9条 (教育及び保育の目標) 前文省略

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。